

5. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意に起因する損害
- ② 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議に起因する損害
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害
- ④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤ 被保険者が、所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑥ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑦ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑧ 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- ⑨ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出・いっ出に起因する損害
- ⑩ スプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出に起因する損害
- ⑪ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みに起因する損害
- ⑫ 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- ⑬ 自動車、原動機付自転車、航空機、施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)または動物の所有、使用または管理に起因する損害
- ⑭ 記名被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物、または記名被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害
- ⑮ 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。)または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故
- ⑯ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害
- ⑰ 医療行為、はり、きゅう、マッサージ等法令により特定の有資格者以外行うことが禁じられている行為に起因する損害
- ⑱ 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出もしくは放出または廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理に起因する損害
- ⑲ 石綿、石綿を含む製品または石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する損害

取扱保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
東京中央支店専業営業第4チーム
(所在地) 東京都港区港南2-15-2
品川インターシティB棟11階
(TEL) 03-5781-6594
(FAX) 03-5781-6595

お問合せ先

取扱代理店 株式会社バリュー・エージェント(担当) 千秋・山口
(所在地) 東京都千代田区内神田1-10-1 平富ビル5階
(TEL) 03-3233-2700
(FAX) 03-3233-2704 (電子メール) rijyem@vagt.jp
(ホームページ) <https://www.value-agent.co.jp/>

※ このご案内においては保険契約について概要のみ記載しています。詳しい条件等につきましては、パンフレット・約款をご覧くださいませようお願いします。



東京海上日動



一般社団法人 国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構

国際ロータリー各地区ガバナーの皆様へ

ロータリー青少年交換プログラム

賠償責任保険の
ご案内



一般社団法人 国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構

地区ガバナーの皆様・各ロータリークラブ会長の皆様におかれましては、青少年交換プログラムの運営に際し細心の注意を払って携わっていただいていることと拝察いたします。しかしながら、賠償責任を問われかねない事故は絶対に起こらないとは言えません。

また、ロータリー青少年交換プログラムに参加する地区は、国際ロータリーの承認を得る必要があり、賠償責任保険の加入が承認の条件となっています。

このため、(一社)国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構は、当機構を保険契約者とし各地区を包括して被保険者(補償の対象)とする

人格権等侵害担保特約付き賠償責任保険

に加入しています。この保険の内容について以下のとおりご案内いたします。

1. 補償内容の概要

(1) 一般的な賠償責任

施設管理の不備や仕事の遂行・イベント活動中のミスにより、保険期間中に日本国内で発生した偶発の事故に起因して、他人の身体を害したり他人の財物を損壊した場合に、被保険者が被害者から裁判上または裁判外の損害賠償の請求を受けたとき、保険契約で定められた保険金をお支払いします。

(2) セクハラ・人格権の侵害に伴う賠償責任

被保険者又は被保険者以外の者が、保険期間中に日本国内で行った次に掲げる行為に起因する他人の自由、名誉もしくはプライバシーの侵害その他の精神的苦痛について、被保険者が被害者から裁判上または裁判外の損害賠償の請求を受けたとき、保険契約で定められた保険金をお支払いします。

- ① 不当な身体の拘束
- ② 口頭または文書もしくは図画等による表示
- ③ 性的な言動
- ④ 差別的な取扱いまたは不利益な取扱い

2. 保険の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 保険契約者 | 一社)国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構 |
| (2) 被保険者 | 一社)国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構および当該法人の構成員
国際ロータリー日本地区ガバナー
日本国内に所在するロータリークラブ会長 |
| (3) 保険期間 | 2018年11月10日～1年間 |
| (4) 保険の対象 | 交換留学生の受入および活動支援業務により生じた賠償事故 |
| (5) 適用地域 | 日本国内のみ |
| (6) 支払限度額 | 対人賠償 1名1億円、1事故1億円、期間中1億円 (免責金額0円) |
| (7) 保険料 | 1,000,000円 |



4. お支払の対象となる損害

損害の種類	内容
① 法律上の損害賠償金	法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して支払うべき治療費、慰謝料、逸失利益、修繕費等(遅延損害金を含みます。)
② 争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用等
③ 損害防止軽減費用	他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまたは発生した事故の損害発生もしくは拡大防止について必要な手段を講じた場合に支出した必要または有益な費用
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合に支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用
⑤ 協力費用	保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、保険会社へ協力するために要した費用

上記②については法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\boxed{\text{お支払いする争訟費用の額}} = \boxed{\text{争訟費用の額}} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額}}$$

なお、事前に保険会社の同意を要しますので、必ずお問い合わせください。被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者と被害者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払った見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。